車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第６号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 23 年８月 29 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎字中手城1696番２地先から 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷105番２地先まで

２．指定する期日　平成23年９月１日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第７号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 23 年８月 29 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎字中手城1696番２地先から 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷105番２地先まで

２．指定する期日　平成23年９月１日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第５号

平成23年９月４日に執行する東京都市計画土地区画整理事業湊二丁目東土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

平成 23 年８月 29 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠

記

１　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
中須　良一	東京都中央区湊２丁目11番４号
猪井千恵子	東京都中央区湊２丁目11番３号
岩本　　昇	東京都中央区湊２丁目14番４号
田中　久男	東京都中央区湊２丁目11番５号
岡　　俊男	東京都中央区月島１丁目９番15―607号
林　平八郎	東京都中央区湊１丁目11番４号
松本　尚武	東京都中央区湊２丁目11番６号

２　宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
相良　孝道	東京都中央区湊２丁目13番４号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第６号

平成23年９月４日に執行する東京都市計画土地区画整理事業湊二丁目東土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年８月 29 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第７号

東京都市計画土地区画整理事業湊二丁目東土地区画整理事業施行地区内の下記の宅地を、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第85条の４第５項の規定により、換地計画においてその宅地についての換地を高度利用推進区内に定められるべき宅地と指定したので、同条第７項の規定により公告する。

平成 23 年８月 29 日

東京都市計画土地区画整理事業
湊二丁目東土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠

記

所在及び地番	地目	地積(㎡)
東京都中央区湊二丁目１番１	宅地	97.52
東京都中央区湊二丁目１番２	宅地	16.11
東京都中央区湊二丁目１番４	宅地	6.21
東京都中央区湊二丁目１番５	宅地	9.80
東京都中央区湊二丁目１番６	宅地	39.07
東京都中央区湊二丁目１番７	宅地	45.78
東京都中央区湊二丁目１番８	宅地	40.42
東京都中央区湊二丁目１番９	宅地	37.81
東京都中央区湊二丁目１番10	宅地	27.20
東京都中央区湊二丁目１番11	宅地	44.62
東京都中央区湊二丁目１番12	宅地	36.66
東京都中央区湊二丁目１番14	宅地	50.94
東京都中央区湊二丁目１番15	宅地	19.55
東京都中央区湊二丁目１番16	宅地	20.17
東京都中央区湊二丁目１番17	宅地	26.95
東京都中央区湊二丁目１番18	宅地	21.20
東京都中央区湊二丁目１番19	宅地	24.44
東京都中央区湊二丁目１番20	宅地	18.72
東京都中央区湊二丁目１番21	宅地	20.46
東京都中央区湊二丁目１番23	宅地	79.59
東京都中央区湊二丁目１番24	宅地	40.95
東京都中央区湊二丁目１番25	宅地	19.91
東京都中央区湊二丁目１番26	宅地	5.47
東京都中央区湊二丁目１番28	宅地	4.34
東京都中央区湊二丁目１番29	宅地	3.97